

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取り組みを計画的かつ円滑に進めることはとても重要です。

しかしながら、我が国の無電柱化の割合は、欧米はおろか、アジアの主要都市と比較しても著しく低く、近年の異常気象等の災害による電柱の倒壊に伴う救援救助等への影響や、痛ましい通学児童の交通事故、急激な外国人観光客の増加などから、無電柱化に対する地域の要望は極めて強いものとなっています。

特に、本市においては、「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産への登録や世界新三大夜景の認定など、世界に誇れる素材を生かした国内外からの誘客を推進しており、観光庁の訪日外国人旅行者を地方へ誘客するモデルケースを形成する取り組みである「観光立国ショーケース」にも選定されていることから、今後、積極的に無電柱化を推進し、町並みの整備を図っていく必要があります。

よって、国におかれては、災害の防止、安全で円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念や責務、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保や生活の向上、地域経済の健全な発展に貢献する無電柱化の推進に関する法律案の早期成立を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年3月11日

長 崎 市 議 会